

## 令和5年度 第1回 安全衛生推進者ならびに衛生推進者養成講習のご案内

労働安全衛生法により、工業的業種及び屋外産業的業種に属する事業で、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場は安全衛生推進者を、それ以外の業種は衛生推進者の選任が義務づけられています。つきましては、下記の要領で講習会を開催いたしますので受講下さるようご案内申し上げます。

記

### 1. 日時

令和5年4月20日(木)8時50分～20時30分(衛生推進者は17時10分まで)

### 2. 場所

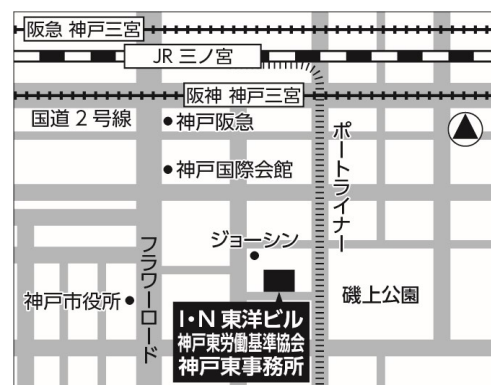
神戸東労働基準協会 研修室 神戸市中央区八幡通3丁目2-5

### 3. 講習カリキュラム

時間	科目	規定時間数	区分
8:30-8:50	受付		衛生推進者 安全衛生推進者
8:50-9:00	オリエンテーション		
9:00-10:00	関係法令(労働衛生)	1時間	
10:00-10:10	休憩		
10:10-12:10	作業環境管理及び作業管理	2時間	
12:10-12:50	休憩(昼食)		
12:50-13:50	健康保持対策	1時間	
13:50-14:00	休憩		
14:00-15:00	安全(労働)衛生教育	1時間	
15:00-15:10	休憩		
15:10-17:10	危険性又は有害性等の調査、結果に基づき講ずる措置等	2時間	
17:10-17:20	休憩		
17:20-19:20	安全管理	2時間	
19:20-19:30	休憩		
19:30-20:30	関係法令(安全衛生)	1時間	

### 会場案内図

(JR、阪急、阪神「三宮駅」より南へ徒歩約8分)



### 4. 料金

- 安全衛生推進者 : 14,630円/名(受講料13,200円+テキスト代1,430円、消費税含む)
- 衛生推進者 : 10,230円/名(受講料 8,800円+テキスト代1,430円、消費税含む)
- 料金は、申し込み後10日以内に下記口座へ振込下さい。振込手数料はご負担下さい。(振込書は発行しません)  
振込口座(みなと銀行 三宮支店 普通口座1756989 シャ)兵庫労働基準連合会神戸東事務所)

### 5. 定員

30名(安全衛生と衛生併せて)受付終了日:令和5年4月10日(月) ただし、定員になり次第締切ります。

### 6. 申込方法

- 受講申込は、ホームページ(<https://kobehigashi.com>)にてお願いします。  
注)ホームページ入力時外国籍の方は、在留カード又は特別永住者証明書記載の氏名を入力下さい。
- 修了証発行のため、顔写真を貼付下さい。(運転免許証は不要です。詳細は、ホームページ受講申込画面にて確認下さい。)
- 受講申込画面にて送信すると自動受付メールが届きます。万一、届かない場合はご連絡下さい。

### 7. 受講時準備品

受講票、筆記用具及び本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書、社員証、印鑑、昼食、マスク 等

### 8. その他

- 納入された受講料は、原則返金いたしません。但し、受講者の変更は可能ですが受講日の5日前までに申出下さい。
- 受講日に欠席、遅刻、早退された方等は、講習時間不足につき原則、修了証は交付いたしません。
- 会場には公共交通機関でお越し下さい。(自動車、単車、自転車等の駐車場所はありませぬ)
- ご提出いただいた個人情報、当事務所が責任をもって管理し、本講習以外の目的には使用しません。

## 受講案内書別紙

技能講習等の修了証への旧姓等の併記ができるようになります。

労働安全衛生規則の改正により、令和4年4月1日から修了証の様式が変更となり、氏名欄に旧姓を使用した氏名又は通称を併記できるようになります。

### Web受付により申し込まれる場合

旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望される方は、以下の手順にて手続きをお願いします。

#### ① 氏名の入力

Webによる申し込みの際、戸籍上の名前と括弧書きの旧姓を使用した氏名又は通称を、入力してください。

戸籍上の名前が 神戸 太郎 で、旧姓を使用した名前が 兵庫 太郎 の場合の記載例：

神戸 太郎(兵庫 太郎)

#### ② 証明書類の提出

旧姓又は通称が確認できる書類を講習初日にご持参ください。

旧姓の場合：戸籍抄本(コピー不可)、住民票(コピー不可)等の公的機関の証明書で、

旧姓が確認できるもの

通称の場合：住民票(コピー不可)等の公的機関の証明書で、通称が確認できるもの

尚、自動車免許証又はマイナンバーカード等で確認出来る場合は、原本と写しを講習初日にご持参ください。原本確認のうえ、写しの提出を頂きます。

※証明書類による確認が出来ない場合は、記載できません。

ご相談、ご質問は下記まで  
神戸東労働基準協会  
078-222-1001